

# 2008JAF CUP JMRC ALL STAR

AllJapanGymkhana | Gymkhana

**エスアイエフ  
ウルトラハイスピード  
アタック2008**  
*SIF*

2008年 JAFカップオールジャパンジムカーナ  
JMRC全国オールスタージムカーナ

## 特別規則書

JAF公認国内競技 公認番号:2008年6011 号

開催日:2008年11月1日(土)・2日(日)

開催場所:SSパークターマックコース 公認番号:2008-I-0701

オーガナイザー:エスアイエフ



後援

JMRC北海道

JMRC東北

JMRC関東

JMRC中部

JMRC近畿

JMRC中国

JMRC四国

JMRC九州

## 第1条 競技会の定義及び組織

2008年JAFカップオールジャパンジムカーナ/JMRC全国オールスタージムカーナは、社団法人日本自動車連盟(以下「JAF」と表記)の公認の下に国際自動車連盟(FIA)の国際モータースポーツ競技規則とその付則、それに準拠したJAFの国内競技規則とその付則、2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定(第1章と第2章を除く)、ならびに2008年JAFカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定、スピード行事競技開催規定および本競技会特別規則に従い国内競技として開催される。

第2条 **競技会の名称** 2008年 JAFカップオールジャパンジムカーナ  
JMRC全国オールスタージムカーナ

第3条 **競技種目** ジムカーナ

第4条 **競技の格式** JAF公認国内競技 (公認番号:2008年6011号)

第5条 **開催日程** 2008年11月1日(土)~2日(日) 2日間

第6条 **競技開催場所** 名 称 :SSパークサーキットマックコース (公認番号:2008-I-0701)  
所 在 地 :福島県二本松市五月町1-225-2  
T E L :0243-22-5455

第7条 **オーガナイザー等** 名 称 エスアイエフ  
所 在 地 〒960-2251福島市町庭坂字富山79-2(有)Sマジック須田自動車  
代 表 者 須田 行雄

## 第8条 大会役員

大 会 会 長 鈴木 隆史 (JMRC中部運営委員長)  
大 会 副 会 長 藤村 幸雄 (JMRC東北顧問)

## 第9条 組織委員会

組 織 委 員 長 大谷 保志 (JMRC東北ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 石川 和男 (JMRC北海道ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 堀内 純 (JMRC関東ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 川村 徹 (JMRC中部ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 西山 純一 (JMRC近畿ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 上程 恒夫 (JMRC中国ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 大西 周 (JMRC四国ジムカーナ部会長)  
組 織 委 員 佐藤 裕 (JMRC九州ジムカーナ部会長)

## 第10条 競技会主要役員

1. 競技会審査委員会 審 査 委 員 長 鎌田 耕造 (JAF派遣)  
審 査 委 員 淀野 泰弘 (JAF派遣)  
審 査 委 員 山口 義仁 (大会組織委員会任命)

2. 競 技 役 員 競 技 長 大谷 保志 (奥州VIVIC)  
副 競 技 長 須田 行雄 (SIF)  
副 競 技 長 加藤 正美 (MSあきた)  
コ ー ス 委 員 長 小笠原 紀 (フィットクルー)  
計 時 委 員 長 斎藤 幸二 (SIF)  
技 術 委 員 長 鎌田 英告 (たろんぺ)  
救 急 委 員 長 須田 雅文 (SIF)  
ハ ッ ク 委 員 長 伊藤 正徳 (MRC・S)  
医 師 後藤 英隆  
事 務 局 長 伊藤 雅樹 (MRC・S)  
事 務 次 長 神谷 和潤

## 第11条 参加申込 及び参加費用

1. 参加申し込み先 ※下記の大会事務局宛に現金書留または振込にて申込みこと。  
所 在 地 :〒989-3128 宮城県仙台市青葉区愛子中央2-3-23  
名 称 :2008年JAFカップオールジャパンジムカーナ&全国オールスタージムカーナ大会事務局  
担 当 者 大谷 保志  
T E L :022-391-0231 (10:00~17:30土日を除く)  
F A X :022-391-0233  
E - m a i l :otani@progress.ddo.jp  
URL :http://jmrct-g.com

### 【振込の場合】

参加料を下記に振込の上、参加申込書を大会事務局宛に郵送。  
銀 行 名 :七十七銀行 上杉支店 普通 5125502  
口 座 名 :JMRC東北ジムカーナ部会 部会長 大谷保志  
※振込の場合は振込利用明細等、振込の証明となるもの(コピー可)、  
インターネットの場合は処理画面をプリントしたものを同封のこと。

2. 参加受付期間 受付開始:2008年9月22日(月)  
締切日:2008年10月6日(月)
3. 提出書類 所定の参加申込書・改造申告書・選手紹介カード等に必要事項を記入し、競技参加者・競技運転者・サービス員が誓約文に各自署名の上、以下の参加料を添えて参加受付期間内に第11条 1. 2. に定める方法で申込むこと。
4. 参加料
- |              |          |         |  |
|--------------|----------|---------|--|
| 1) JAFカップクラス | JMRC会員以外 | 40,000円 |  |
|              | JMRC会員   | 35,000円 |  |
| 2) 併設クラス     | JMRC会員以外 | 35,000円 |  |
|              | JMRC会員   | 30,000円 |  |
5. その他の費用
- |           |                            |                                      |
|-----------|----------------------------|--------------------------------------|
| サービス員登録料  | 2,000円 / 1名                | サービススペース(N/SAのみ) 3,000円/1台 (5m×2.7m) |
| サービスカー登録料 | 3,000円 / 1台 (スペース 5m×2.7m) |                                      |

**第12条 サービス登録** 競技参加者はパドックサービス員およびパドックに持ち込むサービスカー・サービススペースについて競技参加申込と同時に登録を必要とする。登録したサービスカーはオーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。登録以外の車両積載車等の車両はオーガナイザーが指定する駐車スペースに置くこと。

**第13条 競技のタイムスケジュール**

- 11月 1日(土)
- ・ゲートオープン 7:00
  - ・公式受付 A 13:00 ~ 15:00
  - ・公式車検 A 13:30 ~ 15:50
  - ・車輛保管(持出車両除く) 16:00 ~
  - ・ゲートクローズ 17:00
- ※車両持出申請は16:30までとする。
- 11月 2日(日)
- ・ゲートオープン 5:30
  - ・車輛保管解除 5:30
  - ・公式受付B及び参加確認受付 6:00 ~ 6:30
  - ・公式車検 B 6:00 ~ 6:45
  - ・慣熟歩行 6:45 ~ 7:30
  - ・開会式/ドライバーズブリーフィング 7:45 ~ 8:15
  - ・第1ヒートスタート 8:30
  - ・慣熟歩行(コースオープン) 第1ヒート終了後40分間
  - ・第2ヒートスタート 第1ヒート終了55分後
  - ・閉会式/表彰式 16:00 ~ (予定)

※ 公式受付・公式車検はA・Bどちらでも選択できますが、公開練習の参加者は公式受付A、および公式車検Aを必ず受けて下さい。また公式受付Aを済ませた場合でも決勝当日の参加確認を受けて下さい。

**第14条 参加車両** 2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第11条に基づいたN部門・SA部門・SC部門・D部門の4部門。

**第15条 クラス区分**

- 1) JAFカップクラス  
2008年日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第12条 2. 1) (2)に基づいた下記のクラス区分とする。
- |            |  |
|------------|--|
| スピードN車両部門  | クラス1: 気筒容積1000cc以下のN車両。<br>クラス2: 気筒容積1000ccを超える前輪駆動のN車両。<br>クラス3: 気筒容積1000ccを超える後輪駆動のN車両。<br>クラス4: 気筒容積1000ccを超える4輪駆動のN車両。 |
| スピードSA車両部門 | クラス1: 気筒容積1600cc以下の2輪駆動のSA車両。<br>クラス2: 気筒容積1600ccを超える2輪駆動のSA車両。<br>クラス3: 4輪駆動のSA車両。  |
| スピードSC車両部門 | クラス区分なし。   |
| スピードD車両部門  | クラス区分なし。   |
- 2) 併設クラス レディースN・SA車両(排気量によるクラス区分なし)

**第16条 参加者および競技運転者(ドライバー)**

- 1) 参加者は、当年度有効なJAF発給の競技参加者許可証の所持者でなければならない。ただし、競技運転者は参加者を兼ねることができる。
- 2) 競技運転者は有効な自動車運転免許証と当年度有効なJAF発給の競技運転者許可証の所持者でなければならない。
- 3) 満20才未満の競技運転者は、参加申込に際し、親権者の承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

**第17条 参加受理優先基準**

- 1) 2008年度 JAF全日本選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 2) 2008年度 JAF地方選手権シリーズの各部門、各クラスの上位入賞者3名
- 3) オーガナイザーの申請に基づき、JAFが審査の上認められた者。ただし前項 1) および 2) に定める参加資格および優先順位を妨げないものとする。

**第18条 同一競技会の参加制限**

- 1) 同一運転者は1つの競技会に1クラスしか参加できない。
- 2) 同一車両による重複参加(ダブルエントリー)は同一クラス内に限り認められる。

**第19条 参加台数**

JAFカップオールジャパン対象部門およびクラスの最大参加数は180台とする。

**第20条 参加申込方法および参加受理**

- 1) 第11条に定める方法にて申込むこと。
- 2) 参加車両名は15字以内とし、必ず車両名(型式ではなくカラー・サニー等の全文字)を入れること。(違反の場合はオーガナイザーで決定し、これに関する抗議は受付けない)
- 3) 組織委員会は国内競技規則4-19に従い、参加申込を拒否した場合は事務経費1,000円を差し引いて参加費を返金する。なお、正式参加受理後の参加料は、オーガナイザーの都合で競技会を中止した場合を除き、返金されない。
- 4) 参加申込締切後、参加申込者に対して参加受理の諾否を郵送にて通知する。参加クラスが不成立の場合は参加受理書にて通知する。
- 5) 参加申込書発送の証明は受理の証明としては認められない。
- 6) 参加者は、参加申請が受理された後、不可抗力により参加できない時は、参加確認受付終了時までにはオーガナイザーにその旨を連絡しなければならない。

**第21条 参加者に対する指示および公示**

- 1) 競技会審査委員会は国内競技規則4-9および10-10に従って、公式通知をもって参加者に指示を与えることができる。
- 2) 当該競技会に関する公示、JAFが行う指示事項および暫定結果を含む競技結果成績は、公式通知掲示板に公示される。
- 3) 競技会審査委員会および組織委員会の決定事項または公示、あるいは参加者に関する特別事項も書面をもって参加者に伝達される。

**第22条 車両変更**

- 1) 正式参加申込後の車両変更は、参加車両に故障・破損等、やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得ること。
- 2) 車両変更は同一部門同一クラスであること。
- 3) 車両変更申請は当該競技会の参加確認受付終了までとする。

**第23条 車両検査**

- 1) 競技会技術委員長は、公式車両検査を実施する。また、公式車両検査に車両を提示することは、当該車両がすべての規則に適合し参加申告したものとみなされる。
- 2) 参加者は出走可能な状態で特別規則書または公式通知に示されるタイムスケジュールに従い指定の場所で公式車両検査を受けなければならない。公式車両検査で不合格の場合、公式車両検査を受けない場合、または競技会技術委員長の修正指示に従わない場合は当該競技会に出走できない。
- 3) すべての参加者は公式車両検査と同時にスピード行事競技開催規定に従った服装、装備、備品について検査を受けること。
- 4) 競技番号(ゼッケン)は公式車両検査までに車両の左右に貼付すること。競技期間中に、競技役員から競技番号についての修正指示が出た場合は、これに従うこと。
- 5) 競技会技術委員長は、車両の改造等が不適当と判断した箇所について修正を求めることができる。修正を命じられた車両は修正後、再度車両検査を受けなければならない。
- 6) 競技会技術委員長は競技期間中いつでも参加車両およびドライバーの参加資格について検査することができる。
- 7) 競技会審査委員会の承認のもと、競技会技術委員長は競技終了後上位入賞者に対し最終車両検査を実施する。当該車両の対象となった参加者はその指示に従うこと。
- 8) 競技会技術委員長が行う検査、及び再車両検査の分解、及び組み付けに必要な工具、部品、必要経費はすべて参加者の負担とする。万一、当該検査を受けない場合または検査の結果不合格の場合は、競技会審査委員会の裁定により失格となる場合がある。
- 9) 参加者は、技術委員の求めがあれば各自の参加車両が車両規定に適合している旨を証明するため、車両規定に定める証明資料等を提示し証明しなければならない。
- 10) 競技車両は、公式車両検査終了後から正式結果発表までの間は、指定駐車待機場所で保管されているものとし(コース走行中または走行のための移動を除く)、車両保管解除もしくは正式結果の発表があるまでは、オーガナイザーの管理下に置かれる。
- 11) 参加者は、当該年の日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権規定第5章32条2に基づき、公式車両検査合格後に競技会技術委員長の許可を得て車両の調整、変更、交換作業を行った場合は、作業が終了した後に競技会技術委員長に申告して車両の規則適合性について再確認を受けること。
- 12) 参加者は、競技走行中にクラッシュ&車両トラブル、及び転倒等により車両の安全性が損なわれたと判断した場合は、競技会技術委員長に申告してその安全性について確認を受けること。

**第24条 競技コース**

競技コースは、競技会審査委員会に承認されたものが、公式通知掲示板に掲示された上、参加確認受付時に公式通知として参加者に配布される。

**第25条 ドライバースプリーフィング**

- 1) 競技長は競技開始前に競技会審査委員長の出席を得てプリーフィングを開催する
- 2) ドライバーはプリーフィング開始から終了まで出席していなければならない。遅刻を含みこれに違反した場合はペナルティの対象となる。

**第26条 慣熟歩行**

慣熟歩行はタイムスケジュールに従い、徒歩にて行う。自転車、キックバイク等の使用は禁止する。

**第27条 スタート**

スタート前、コース査察車(マーシャルカー)は、赤旗または赤色ライトを表示しながら最終点検走行を実施する。

- 1) スタートは原則としてゼッケン順に行うものとする。
- 2) スタートは、スタート位置よりエンジンを始動した状態でスタートし、コントロールラインを通過するスタート
- 3) 保安上もしくは不可抗力により、当初定められたクラス毎のスタート順を変更する場合は、競技会審査委員会承認のもと、その内容を公式通知で示す。

## 第28条 リタイア

競技会の途中で競技を棄権する場合、または以降競技に出場しない場合、明確に意思表示を行いその旨を書面にて競技役員に申し出て棄権しなければならない。

## 第29条 一般安全規定

- 1) 全ての車両は、当該車両に適用される国内競技車両規則に基づくロールバーの装着を強く推奨する。
- 2) オープンカーは乗員保護のため、4点式以上のロールバーを装着しなければならない。
- 3) 全ての車両は、適用車両規則に応じた4点式以上の安全ベルトを装着すること。
- 4) 競技走行中は運転者側の窓およびサンルーフを全閉しなければならない。
- 5) パドック内での移動は、最徐行で運転し、ウォームアップランやブレーキテストを禁止する。
- 6) ゴール(フィニッシュライン)後の直線区間(減速レーン)では一旦停止せずに最徐行にて移動し、当該区間(減速レーン)通過後のパドックへの導入路にて一旦停止後、パドックへ移動すること。
- 7) エンジン始動中にジャッキアップを行う場合は、リジッドジャッキ(通称ウマ)を用いドライバーまたはメカニックが乗車すること。それ以外のエンジン始動中のジャッキアップは禁止する。
- 8) パドック内に燃料を保管する場合は、消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。
- 9) パドック内で給油する場合は、粉末消火器(国家検定合格済みの薬剤質量3Kg以上)を準備し、給油すること。

## 第30条 競技運転者の装束

- 1) 競技中はレーシングスーツ、レーシングシューズ、レーシンググローブの着用を義務付ける。
- 2) 競技ヘルメットは、「JAFスピード行事競技用ヘルメットに関する指導要綱」に適合するものの着用を義務付ける。この適合性は、ラベルで表示されるかまたは証明できなければならない。

## 第31条 信号表示

ドライバーへの指示は以下に示す国内競技規則付則「スピード行事における旗信号に関する指導要綱」に定められた信号およびチェッカー旗によって伝達される。

国旗またはクラブ旗	スタート合図
黄旗	パイロン移動、転倒、脱輪
黒旗	ミスコース
赤旗	危険有り直ちに停止せよ
緑旗	コースクリア
チェッカー旗	ゴール合図

## 第32条 競技の中断

- 1) 事故、故障車等によってコースが閉鎖された場合、または天候その他の理由で競技を継続することが不可能となるような事態で競技を中断する必要がある場合、競技長は赤旗表示を決定し、同時にオブザベーションポストにおいて赤旗が表示される。
- 2) 競技中断の合図と同時に走行中の車両は直ちに競技走行を中止し、オフィシャルの指示に従わなければならない。

## 第33条 計時

- 1) 計測は、競技車両が最初のコントロールラインを横切った時より開始し、最終のコントロールラインを横切った時に終了する。
- 2) 計測は自動計測器にて1/1000秒まで計測し、その計測結果を成績とする。
- 3) 万一自動計測器による計測不能等が発生した場合に限り、別個の独立した自動計測器のタイムを成績とする。
- 4) 所定の時間までに参加確認受付の手続きを怠った参加者は、競技結果からその名前が抹消される。

## 第34条 順位決定

原則として競技は2ヒートで行う。2ヒートのうち良好なヒートのタイムを採用し最終の順位(競技結果)とする。同タイムの場合は下記に従い順位を決定する。

- 1) セカンドタイムの良好な者。
- 2) 排気量の小さい順。
- 3) 競技会審査委員会の決定による。

## 第35条 競技上のペナルティ

- 1) スタート指示に従わない場合は当該ヒートの出走の権利を失うものとする。
- 2) スタート合図後速やかにスタートしない場合は、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 3) 反則スタートは、当該ヒートの走行タイムに5秒を加算する。
- 4) コース上のマーカー(パイロン)の移動、または転倒と判断された場合は、当該ヒートの走行タイムにマーカー1個につき5秒を加算する。
- 5) ミスコースと判定された場合は、当該ヒートを無効とする。
- 6) コースから脱輪した場合、1輪につき1回5秒を走行タイムに加算する。
- 7) 4輪がコースから脱輪した場合(コースアウト)は当該ヒート無効とする。
- 8) 走行中に他の援助(オフィシャルを含む)を得た場合、当該ヒートを無効とする。
- 9) ドライバースプリーフィングに欠席の場合罰金3万円、遅刻の場合1万円の罰金とする。
- 10) コントロールライン上に設置してある計測器に車両が接触した場合、接触した車両の当該ヒートを無効とする。

## 第36条 抗議

参加者は、自分が不当に処遇されている判断した場合、国内競技規則第12条に従い、抗議する権利を有する。

- 1) 抗議を行う時は、必ず文書により理由を明記し、国内競技規則に規定する抗議料を添えて競技長に提出すること。
- 2) 抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。
- 3) 抗議により車両の分解検査に要した費用は、その抗議が正当と裁定されなかった場合は抗議提出者、正当と裁定された場合は抗議対象者が負担する。その際に要した分解整備等の費用は競技会技術委員長が算出する。
- 4) 審判員の判定、および計時装置に関する抗議はできない。
- 5) 競技会審査委員会の裁定は、抗議者に宣告される。

### 第37条 抗議の制限時間

- 1) 競技会技術委員長の決定に関する抗議は、決定直後に提出しなければならない。
- 2) 成績に関する抗議は、そのクラスの暫定結果発表後30分以内に提出しなければならない。

### 第38条 競技会の成立、延期、中止、または短縮

- 1) 保安上または不可抗力のため競技会実施あるいは続行が困難になった場合、競技会審査委員会の決定により競技会の成立、延期、中止、短縮を行う場合がある。
- 2) 競技は第1ヒートが終了した時点で成立する。
- 3) 競技会の延期によって参加者が出場できない場合、または中止の場合は参加料を返還する。ただし天災地変の場合はこの限りではない。

### 第39条 賞典

1. JAFカップクラス
    - 1) 各部門各クラス1位 JAFカップ／オーガナイザー賞(副賞)
    - 2) 各部門各クラス2位～6位 JAF賞典／オーガナイザー賞(副賞)
  2. 併設クラス
    - 3) レディースクラス オーガナイザー賞(楯・副賞)
    - 4) 特別賞 地区対抗戦等
- ※ただしオーガナイザー賞は各クラス参加台数の1/2を超えないものとする。

### 第40条 遵守事項

- 1) 本特別規則の下で開催される競技会に参加する個人、団体は、それがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、競技中、行事中に生じた事態についてJAFならびにその所属員および競技役員に対していかなる責任も追及しないこと。
- 2) 参加者は、本大会に係わる全ての者に全ての法規および規則を遵守させる責任を有する。
- 3) 参加者およびドライバー等のチーム関係者は、オーガナイザーまたは競技会審査委員会によって事情聴取を受けた場合は、指示があるまで会場を離れないこと。
- 4) 参加者およびドライバーは、競技期間中競技会場において薬物等によって精神状態を繕ったり飲酒してはならない。

### 第41条 本規則の解釈

競技会中に本特別規則および競技に関する諸規則の解釈に疑義が生じた場合は、競技会審査委員会が決定する。

### 第42条 罰則

- 1) 規則違反、または競技役員の指示に対する不遵守は、国内競技規則に記載されている条項に従って罰則が適用される。
- 2) 本特別規則に関する罰則および本特別規則に定められていない罰則の選択については、競技会審査委員会が決定する。

### 第43条 本特別規則の施行ならびに記載されていない事項

- 1) 競技運転者は競技中に有効な傷害保険(死亡1,000万円以上)、又はJMRC全国共同共済の加入者に限る。大会受付時にその保険証書(コピー可)又は各地区JMRC発行の当該年度有効の会員証または加入を証明できる書類を提示すること。
- 2) 本特別規則は、本競技会に適用されるもので参加申込と同時に有効となる。
- 3) 本特別規則に記載されていない事項については、JAF国内競技規則とその付則、およびFIA国際モータースポーツ競技規則とその付則に準拠する。
- 4) 本特別規則発行後、JAFIにおいて決定され、公示された事項はすべての規則に優先する。

会場見取り図



無線LANでライブ表示予定



PCは各自準備して下さい

